



「人と違う」は

いけないこと？

福崎西中学校3年

中本寧音

人と違うことはいけないことですか。名前の響きが違う、勉強が苦手、運動が苦手、ものご好みが違う・・・。これらが自分や周りと違ったらいいけませんか。

「アルビノ」という疾患を知っていますか。体中の色素が抜け、白い髪と白い肌、そして赤い瞳をもつ人たちのことです。日本にも、この「アルビノ」の人たちはおられます。もし、近くで見かけたらどうでしょう。どのように思うのでしょうか。「気持ち悪い」「同じ人間じゃない」。こんな感情になりませんか。同じ人間なのに、あまりにも悲しくありませんか。次は、身近な存在に目を向けてみます。今あなたの隣にいる人。もちろん自分とは違つと

ろがたくさんあります。髪の毛の質感や背の高さ、性格、声の高さや大きさ、表情。これらが自分の親しい人や身近な人と少しでも違っていたら、遠ざけたり、嫌がったりしませんか。

人はみんな違います。それぞれ、得意なこと、苦手なことがあります。短所や長所もありません。周りと違つところがたくさんあります。「全く同じ」はありません。「違つこと」はいいことなのに、なぜ、人は避けるのでしょうか。

私は「偏見」があるからだと思います。「周りがこうだから」「世間がこうだから」と何でも「多数派」を自分のものさしにして測つて、世界を狭く捉えてしまつからだと思います。

その例が、外国の方に対する態度や気持ちです。来日される方が増えてきたとはいえ、まだ



福崎小学校2年 橋本美羽

学校や近所に多くおられるということはありません。だから、金色や赤色の髪、異なる顔立ちをみれば、避けたり、差別やいじめに繋がることがあります。

もつ一つ、障がいのある方に対する行動もそうです。障がいのある方は不自由なところがあり、差別をされることがあります。自分がもしその立場だったら、とても悲しくないですか。

このように、自分がよく知らない人や身近にいない人を見かけたときは「偏見」という檻の中に引きこもつてしまいます。知らないために、違つところを笑つたりします。

これらは全て、「自分と違つことを認めていない」と言えるのではないのでしょうか。世界にはいろんな人がおられます。それを認めてください。「偏見」という檻の中から抜け出して



田原小学校2年 岩崎陽莉

ださい。そうしたら、世界はもっと楽しく、豊かで面白くなると思います。

二〇二〇年には、東京五輪・パラリンピックがあります。いままでよりも更にたくさんの方が日本にやって来られます。「偏見」という自分の世界に引きこもつていては、視野が狭くなりつまらないままです。

もし、みんなが一人ひとりの違いを認めることができれば、きつと全ての人が偏見におびえることなく、「自分らしく」生きることができると思います。

世の中をよりよく、楽しく暮らすためには、「個性」を尊重できるようなればいいと思います。「偏見」を続けていては自分の世界は色を失います。「個性」を認められたら、世界は鮮やかに輝きはじめると思います。



八千種小学校2年 白井汰知

人権標語

はいどうぞ やさしいきもち
うれしいよ

福崎小学校1年
中居沙耶

ふやそつよ ふわふわ言葉で
笑顔の輪

高岡小学校6年
大畑みさき

ありがとう みんなでふやそつ
感謝の言葉

田原小学校6年
中井敬翔

助けない そついつあなたも
いじめてる

福崎東中学校1年
古河なつみ



福崎東中学校1年 蔭谷 凧

生活科学 センター だより

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



注文していないのに… 送り付け商法

〔相談〕
申し込んでいないのに商品を一方的に送りつけられるトラブルが増えています。

事例

突然注文していない靴下が届き、家族が代金引換で払ってしまった。

事例

「注文のサプリメントを送ります。」と電話がかかり、注文していないと拒否したにも関わらず住所を聞かれた。届いたらどうしたら良いか。

〔処理〕

事例、とも注文していないので代金を支払う必要はありません。

事例、では、相談者が既に業者に交渉し、業者から返品に応じるが送料を負担せよと

回答があったとのことでした。センターが介入し、注文をしていないことを再度伝えました。業者から宅配業者の領収書をFAXすれば、送料含め返金すると回答があり、後日返金を確認しました。

事例、では、商品が届いた際の注意点をアドバイスしました。注文していないことを書面で通知するため、業者の名称・住所・連絡先をメモに残してから受け取りを拒否し、センターに相談するよう伝えました。

〔アドバイス〕

事例、のように、代引配達を悪用し、家族が注文したと勘違いさせ、商品代金を支払わせる手口が増えています。払ってしまうと、代金は戻って来ない可能性が高いので、注文したものが家族に確認できない場合は受け取りを拒否しましょう。

事例、のような電話がかかるケースでは、業者から「申込んだのだから払え」と高圧的に言われ、押し切られて購入を承諾してしまうこともあります。

申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう。電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。

また、一方的に商品を送り付けられた場合、法律では使用せずに十四日経過すれば商品の返還義務はないと定められています。判断に迷う場合はセンターに相談してください。

全国各地のセンターに寄せられた相談を見ると、60歳以上の相談件数が全体の8割を占めています。高齢者がトラブルにあつていないか、周りにいる人が見守っていききたいものです。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

(月曜日は休館日)

福崎町の消費者行政に対する 取り組みについて

町長 橋本省三

福崎町では、平成22年4月から市川町・神河町と共同で、神崎郡消費生活中核センター（福崎町立生活科学センター内）を設置し、消費生活に関する相談業務や啓発活動に取り組んでいます。

これまでと同様に、今後も消費生活相談員のレベルアップや、出前講座などによる消費者への啓発活動や

情報提供をとおして、悪質商法・架空請求など多様化・複雑化する消費者問題に対する被害防止に努めます。また、関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進し、消費者のより安全・安心な暮らしの実現に向けて引き続き消費生活センター相談窓口の充実を図ります。

弁護士による 投資被害無料相談会

絶対に儲かると言われ、意味がよくわからない証券取引をして損をしたなど、投資被害に関する相談に弁護士が応じます。相談料は無料です。

2月23日(木) 10時～15時

電話相談 ☎079-282-7866

面談相談

場所：兵庫県弁護士会姫路支部会館
(姫路市北条1-408-6)

前日までに電話で要予約

予約番号 ☎079-282-8458

問い合わせ先：兵庫県弁護士会

☎078-341-8227

確定申告・住民税申告のお知らせ

平成28年分の所得税の確定申告の窓口での相談及び申告書の受付は
2月16日(木)から3月15日(水)までです。



申告書は自分で書いてお早めに

申告が必要な方

- 事業(自営業など)、不動産(地代や家賃)、農業の所得がある方
- 報酬、個人年金の受取金、保険の満期(解約)受取金などの所得がある方
- 給与や年金を2か所以上からもらっている方
- 給与所得者で年末調整をしていない方
- 2種類以上の所得がある方(例:給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など)
- 土地建物や株式等の譲渡があった方
- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 など

収入がない場合も申告が必要です

申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税(料)を算定し、保険税(料)の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。収入がない場合でも必ず申告してください。

申告がないと軽減が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

申告に必要なもの

- 確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
- 源泉徴収票(給与所得者、年金受給者)
- 報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- 収支内訳書(農業・営業・不動産所得等のある方)
- 国民年金保険料等支払証明書
- 生命保険や地震保険料(旧長期損害保険料)の支払証明書
- 医療費の領収書(保険金などで補てんされる金額が分かるものを含む)
- 印鑑
- マイナンバーカード など

農業所得・不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な方は、平成28年6月16日付けでお送りした「平成28年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

問い合わせ先 姫路税務署(☎079-282-1135代)
税務課(内線344・345)

重要なお知らせ

平成28年分以降の所得に係る申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

申告手続きには、『マイナンバーの記載』+『本人確認書類の提示又は写しの添付』が必要です。

本人確認書類とは・・・

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と持主確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

- 番号確認書類と持主確認書類を1点ずつお持ちください。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- マイナンバーの記載がある住民票の写し
又は住民票記載事項証明書

などのうちいずれか1つ

+

持主確認書類

《記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ・ パスポート
- 在留カード ・ 身体障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ

平成28年分 確定申告・住民税申告相談会受付会場

| 月 日 | 曜日 | 受付時間 | 対 象 集 落 | 申告会場 |
|-------|----|-----------|---------------|-----------|
| 2月16日 | 木 | 9時30分～14時 | 余田・小倉 | 余田公民館 |
| 2月17日 | 金 | 9時30分～15時 | 庄・鍛冶屋 | 鍛冶屋公民館 |
| 2月18日 | 土 | 9時30分～15時 | 八千種地区 | 八千種研修センター |
| 2月19日 | 日 | | | |
| 2月20日 | 月 | 9時30分～15時 | 南大貫・東大貫・西大貫 | 南大貫公民館 |
| 2月21日 | 火 | 9時30分～15時 | 北野・大門・加治谷・亀坪 | 大門公民館 |
| 2月22日 | 水 | 9時30分～15時 | 福田 | 福田公民館 |
| 2月23日 | 木 | 9時30分～15時 | 山崎 | 山崎公民館 |
| 2月24日 | 金 | 9時30分～15時 | 馬田 | 文化センター |
| 2月25日 | 土 | 9時30分～15時 | 福崎地区・高岡地区 | 文化センター |
| 2月26日 | 日 | | | |
| 2月27日 | 月 | 9時30分～14時 | 桜・長野・神谷 | 長野公民館 |
| 2月28日 | 火 | 9時30分～15時 | 駅前 | 文化センター |
| 3月1日 | 水 | 9時30分～14時 | 板坂・田口 | 板坂公民館 |
| 3月2日 | 木 | 9時30分～15時 | 西野・井ノ口・辻川・田尻 | 田尻公民館 |
| 3月3日 | 金 | 9時30分～15時 | 長目・中島・八反田・吉田 | 八反田公民館 |
| 3月4日 | 土 | 9時30分～15時 | 田原地区 | サルビア会館 |
| 3月5日 | 日 | | | |
| 3月6日 | 月 | 9時30分～15時 | 西谷・西治・高橋 | 西治公民館 |
| 3月7日 | 火 | 9時30分～15時 | 新町 | 新町公民館 |
| 3月8日 | 水 | 9時30分～14時 | 上中島・西光寺・西野野垣内 | 西光寺公民館 |
| 3月9日 | 木 | 9時～15時 | 事業所得者、ほか | サルビア会館 |
| 3月10日 | 金 | 9時～15時 | 事業所得者、ほか | サルビア会館 |
| 3月11日 | 土 | | | |
| 3月12日 | 日 | | | |
| 3月13日 | 月 | 9時～15時 | 事業所得者、ほか | サルビア会館 |
| 3月14日 | 火 | 9時～15時 | 事業所得者、ほか | サルビア会館 |
| 3月15日 | 水 | 9時～15時 | 事業所得者、ほか | サルビア会館 |

身体の都合等で会場にお越しになれない方は、役場 税務課 住民税係へ連絡をお願いします。

日曜日も姫路労働会館で申告相談を受付します。

姫路税務署では、2月19日及び2月26日の日曜日にも姫路労働会館(姫路市北条一丁目98番地)で相談・申告書の受付を行いますので、所得税の確定申告の方はそちらもご利用ください。両日とも姫路税務署では申告書の受付等は行っていませんのでご注意ください。

申告期間中、役場での申告相談はできません。

対象集落の日にお越しになれない方は、別の集落会場、地区会場、もしくは3月9日以降にサルビア会館へお越しくください。

会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しくください。

問い合わせ先 役場 税務課(内線344・345)



医療費控除を受けられる方へ

平成28年1月1日から12月31日までに支払われた医療費が対象となります。医療費控除を受けられる方は事前にご自身で、支払金額や、保険金などで補てんがあった場合はその金額を必ず集計しておいてください。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくことありますのでご了承ください。

住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入または増改築をした場合で、一定の要件にあてはまる時は、居住の用に供した年以後10年間、住宅借入金等の年末残高の合計額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

ただし、バリアフリー改修工事および省エネ改修工事に係る特定増改築による住宅ローン控除の場合は、姫路労働会館で申告してください。

農業所得のある方へ

事前にご自身で販売金額や必要経費を必ず集計しておいてください。減価償却費の計算のみ職員がします。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくことありますのでご了承ください。

土地等の譲渡所得および事業所得のある方へ

土地等の譲渡所得及び事業所得のある方は、申告期間内に姫路税務署の開設する申告会場(姫路労働会館)で申告してください。

年金所得者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合でも、住民税の申告が必要です。また、所得税の還付を受けるために申告をすることができますので、ご注意ください。

ご自宅で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。作成した確定申告書はe-Taxで送信できます。また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。タブレット端末を活用して申告書を作成することもでき、次のようなメリットがあります。



ご自宅等で、いつでも計算誤りのない申告書等を作成できます。作成した申告データを保存しておけば、翌年の申告時に活用できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

姫路税務署からのお知らせ

～申告書の作成・相談を希望される方へ～

会場：姫路労働会館（県総合庁舎南隣）

期間：2月16日(木)～3月15日(水) 開庁日除く

時間：9:00～16:00

混雑状況により15時までに相談受付を終了する場合があります。

申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！

税務署内に申告書作成会場は開設していません。お車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ先 姫路税務署 ☎079-282-1135

近畿農政局からのお知らせ

青色申告は、農業分野でも経営の把握に重要であり、税制上のメリットもあります。

今年から青色申告に取り組みには3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があるります。

現在、青色申告に取り組みでない農業者の方々は、この機会にぜひ青色申告に取り組みましょう。

なお、政府が平成28年11月に決定した「農業競争力強化プログラム」において、青色申告を行っている耕種酪農等の農業者や農業法人を対象に収入保険制度の導入が決定されました。

問い合わせ先
近畿農政局兵庫支局
地方参事官室
☎078・331・5924



平成29年度軽自動車税のお知らせ



軽自動車税のグリーン化特例

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初度検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、「グリーン化特例」が適用されます。平成28年度に特例を受けたものは、平成29年度では通常税額に戻ります。

| 車種別 | 電気自動車及び天然ガス自動車 | 乗用 | 貨物用 | 乗用 | 貨物用 | 通常税額 |
|--------|------------------|-------------------------|------------------|----------------------------------|------------------|---------|
| | | H17年排出ガス基準75%低減達成 | | | | |
| 区分 | H21年排出ガス基準10%低減車 | H32年度燃費基準+20%達成車 | H27年度燃費基準+35%達成車 | H32年度燃費基準達成車 | H27年度燃費基準+15%達成車 | |
| | | (揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る) | | (揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、の軽自動車を除く) | | |
| 軽減率 | 75%減 | 50%減 | | 25%減 | | |
| 乗用・自家用 | 2,700円 | 5,400円 | | 8,100円 | | 10,800円 |
| 乗用・営業用 | 1,800円 | 3,500円 | | 5,200円 | | 6,900円 |
| 貨物・自家用 | 1,300円 | | 2,500円 | | 3,800円 | 5,000円 |
| 貨物・営業用 | 1,000円 | | 1,900円 | | 2,900円 | 3,800円 |
| 三輪 | 1,000円 | 2,000円 | | 3,000円 | | 3,900円 |

生ごみ処理容器・生ごみ処理機で ごみ減量化に取り組みませんか？

福崎町では、生ごみ処理容器・生ごみ処理機(電気式)を購入された方に、助成を行っています。

| | 生ゴミ処理容器 | 生ゴミ処理機 |
|-------------|------------------------|---------------------------|
| 補助額 | 購入価格1/2以内で 上限2,500円 | 購入価格1/2以内で 上限20,000円 |
| 申請 (1世帯) | 2基まで | 1基まで |
| 申請に必要なもの | 印鑑、領収書 | 印鑑、領収書、保証書、 製品のカatalog |

過去5年以内にこの補助を受けられた方は補助の対象となりません。

口座への振込みを希望される場合は通帳などが必要です。

申請・問い合わせ先 住民生活課(内線373)

「歩行者も交通ルールを守りましょう」

道路を歩く際には、交通事故にあわないために、交通ルールをしっかりと守りましょう。

歩道のある道路

片側にしか歩道がなくても、歩道のある道路では歩道を歩きましょう。事故に巻き込まれないため、なるべく車道から離れたところを歩きましょう。

歩道のない道路

歩道のない道路は、道路の右端を1列で歩きましょう。

夜間の歩行について

夜間は運転者から見やすいように白や黄色などの明るい目立つ色の服装や反射タスキや反射リストバンドなどの反射材を身に着けましょう。



お買い求めください。
(住民生活課)

市町村振興宝くじの収益金は、県内市町により良いまちづくりに活用されています。収益金は、都道府県別の販売実績に応じて交付されますので、ぜひ県内の宝くじ売場でお買い求めください。

市町村振興宝くじの収益金による社会貢献広報事業として実施されている、コミュニティ助成事業を活用して、「ヘッドライト」を購入し、夜間等の災害活動中における消防団員の安全確保を図るため、各分団に整備しました。

まちづくりに役立つ宝くじ

